

改葬許可について

改葬とは埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂へ移すことをいい、場所的な移動を伴うものであり、過去に埋葬した死体を火葬し、他の墳墓に移すことも含まれるものであるが、埋葬した死体を火葬し、同一墳墓へ戻す行為及び埋蔵した焼骨を洗骨して同一墳墓に移す行為は該当しない。

改葬許可申請書 添付書類

- 墓地又は納骨堂の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵の事実を証する書面
→個人墓地の改葬申請においては、証明する墓地等の管理者がいないため、過去の経緯等を記載した書面を添付のうえ、土地所有者の証明によることができる。
- 墓地使用者等以外の者の申請にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに對抗することができる裁判の謄本
- 改葬先の墓地の使用許可証や受入証明書
→改葬先が個人墓地の場合は改葬先の地番等が確認できる資料(墓地経営許可証、墓地の所在地付近の見取図等)
- その他市長が特に必要と認める書類

※申請書の提出の際には、確認のため申請者の身分証明書(運転免許証等)のご準備をお願いします。